

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の 制定について

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市市民館使用規則（昭和４７年川崎市教育委員会規則第２９号）の一部を次のように改正する。

別表１ ホールその他の項中

「

液晶プロジェクター	１，６５０	１	１台	幸・中原・多摩・麻生 に適用
-----------	-------	---	----	-------------------

」

を

「

液晶プロジェクター	１，６５０	１	１台	幸・中原・高津・多摩 ・麻生に適用
-----------	-------	---	----	----------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成２９年６月１日から施行する。

制 定 理 由

高津市民館に新たな設備を設けるため、この規則を制定するものである。

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後						改正前					
○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号 (第1条～附則 略)						○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号 (第1条～附則 略)					
別表（第8条関係） 市民館設備使用料一覧						別表（第8条関係） 市民館設備使用料一覧					
1 ホール						1 ホール					
種別	品名	金額	回数	単位	備考	種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響設備	(略)	円				音響設備	(略)	円			
照明設備	(略)					照明設備	(略)				
舞台設備	(略)					舞台設備	(略)				
その他	映写機	880	1	1台	16ミリ	その他	映写機	880	1	1台	16ミリ
	ビデオプロジェクター	880	1	1台	高津に適用		ビデオプロジェクター	880	1	1台	高津に適用
	液晶プロジェクター	1,650	1	1台	幸・中原・ <u>高津</u> ・多摩・麻生に適用		液晶プロジェクター	1,650	1	1台	幸・中原・多摩・麻生に適用
	持込器具	110	1	1キロワット			持込器具	110	1	1キロワット	
(以下 略)						(以下 略)					